（整理番号 2616）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第４回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月４日公開

開催日時 場　　所	令和８年８月５日　10 時 00 分～12 時 00 分 長野労働局　１階会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　２人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．長野県最低賃金の改正審議について ２．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

定刻になりましたので、長野地方最低賃金審議会令和８年度第４回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。定足数の確認です。昆委員は遅れて出席予定であり、委員９名中８名の出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に基づき、本部会は有効に成立しているということを報告します。本日は、傍聴の方が２名、報道機関１社の方が来られていることを併せてご報告いたします。それでは、これからの審議につきまして、山本部会長よろしくお願いいたします。

○山本部会長

おはようございます。先週、今週と連日の審議にご参加いただきましてありがとうございます。そろそろ、ある程度の結論を見据えた議論をしていかないといけないと思っていますし、発効日に関しても、議論が出ると思うのですが、その点に関しても話が進んでいませんので、その点に関して、今日、双方からのご意見等をお聞きできればというふうに思っている次第です。本日の審議に入ってまいりたいと思います。

議題（１）最低賃金の改正審議について、進めたいと思います。本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員におかれましては、風間委員、使用者代表委員におかれました韓山委員にそれぞれお願いをいたします。前回の審議における具体的な金額のご提示およびその根拠について、整理いたしますと、労働者代表委員からは連合リビングウェイジにおける都道府県別リビングウェイジの長野県時間額（自動車保有なし）等を根拠に 109 円引き上げ、率で言うと 10.3%になります。時間額としては 1,170 円としたいとの

ご主張をいただいております。一方使用者代表委員からは、令和８年賃金改定状況調査におけるいわゆる第４表③の産業計、男女計ランクＢの賃金上昇率3.7%等を根拠に39円引き上げ、率で言うと3.7%の引き上げ、時間額1,100円としたいとのご主張がありました。労使それぞれ、この間、ご協議いただいているかと思いますので、改めて、提示額などについてご協議いただいている内容や基本的な考え方の追加事項に関して、あるいは、改めて協議したい内容等について、それぞれお伺いしたいというふうに思っています。まずは、労働者代表委員の方から発表をお願いしたいと思います。

○竹村委員

今のお話の1,170円の根拠のところは、リビングウェイジではなくて、令和7年賃金構造基本統計調査となります。

○山本部会長

前々回より時間外の部分を除いたものでしたね。申し訳ありませんでした。前回から、この間の審議というか、ご検討いただいた内容について、今日新しくご発表いただけることはありますか。

○竹村委員

金額提示は前回の1,170円から少し考え方を変えました。単年といったところの考え方を使用者側の方たちも示されたということで、私たちは中期的な考え方ということで、その一番最初に1,249円188円引き上げっていうものを出して、３年ぐらいで改善していこうということで、63円ぐらいのところを考えていたのですが、単年でということになりましたので、少し考え方を変えまして、先ほどの賃金構造基本統計調査の短時間労働者の１時間あたりの所定内給与のところを着目しまして、その金額は、長野県の場合は、10人以上の企業規模の計が 1,310円という数字が出ています。これは男女計のところになりますけれども、その1,310円に対して、連合長野の今回の春闘の調査ですと短時間とか契約社員の皆さん、それから有期契約の皆さん、そちらの引き上げ幅が78.67円という連合長野の調査結果がありましたので、1,310円に対する78.67円の要するに引き上げ率が6%という計算結果になりましたので、今の長野県の最低賃金額1,061円にその6%を掛け、63円ということで再提示をさせていただきたいと思います。

○山本部会長

ありがとうございます。奇しくも1,249円を３で割った数字と同じですけれども考え方は異なるということですね。

○竹村委員

単年での考え方ということに変えて、63円ということです。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。他はよろしいですかね。労働者代表の方からは。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員の方からご発表をお願いいたします。

○鈴木委員

現在は 39 円引き上げの 1,100 円で、今のところ変更はないです。

○山本部会長

現在ですね。労働者側から改めてプラス 63 円と金額のご提示がありまして、使用者側からプラス 39 円、前回と同じとのことでしたけれども質問、ご意見と双方ございましたらお願いします。

○中村委員

今の労働者側の再提示金額の根拠だけ、もう 1 回教えてくれますか。1,310 円がどうこうと、そのあたりが全然わからないのだけど、その資料もわからないですし。

○竹村委員

資料を改めて提示した方がいいですかね。

○中村委員

もちろんです。これを根拠にして、どの率だからこうだって言われないとちょっとわからない。

○山本部会長

統計表自体が違うのですね。違う表ですね。

○竹村委員

そうですね。

（事務局が竹村委員に賃金構造統計調査結果の資料を確認する）

その印刷をお願いします。

○藤川賃金室長

少々お時間をいただければと思います。賃金構造基本統計調査結果の違った表ですね。配付させていただこうと思います。少々お待ちいただければと思います。

○犛山委員

一つ質問です。確認したいことがあります。

○山本部会長

はい、犛山委員お願いします。

○犛山委員

金額の話の後は、いずれ、発効日についての協議は、どの段階で持っていけばいいですかね。協議したいのですけれども。

○山本部会長

そうですね。現在、労使双方の提示金額の開きが小さくなり、24 円の開きとなってきたのですが、前回までは、70 円ぐらいの開きがありましたので、なかなか発効日を議論することは難しいと思っておりまして、ある程度金額の差が縮まってきた段階で、発効日も含めて、協議をさせてもらいたいというふうに、私としては考えているところなのですが、もしも使用者側の方で、例えばその 39 円というご提示であれば、この発効日でいきますよというふうなことも併せて、ご発表いただけるのであれば、この時点でも結構だと思っています。

○犛山委員

なるほど、そういう考え方ですか。それであれば、まだでいいです。

○中村委員

もう一点いいですか。

○山本部会長

はい。お願いします。

○中村委員

春闘は春闘でいいと思いますけど、それ以降の例えば中東情勢の状況だとか、そういうことをどう見ているのかということを加味した上で、どう考えるのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○山本部会長

労働側委員いかがでしょうか。

○竹村委員

春闘の取り組みの中で、中東情勢は、あまり影響してないと考えてまして、中小が含まれる春闘の結果の最終を 7 月 31 日に出したのですが、中小のところが含まれてくると、実際に平均値ってすごく下がってくるのですが、あまり下がってないということで、その辺は賃上げに対しては、それほど影響がないと思っています。ですので、それは調査の結果からということで、あと、中東情勢で本当に厳しいとか、そういう声は我々の方にはまだ届いてないので、今の原材料の部分とか足りないといったところは、一時はこう、本当に下がってきてはいたんですけども、ここへ来てまた持ち直しているということで、原材料不足のものは少なくなっていっているんではないかという捉え方をしています。

○山本部会長

その他は、よろしいですか。双方ともよろしいですかね。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございます。本日の賃金構造基本統計調査表の準備には、時間がかかりそうですか。

○藤川賃金室長

いえ、それほどはかからないと思います。数分単位だと思います。

○山本部会長

これから個別協議になると思うのですが、資料をどうしましょう。とりあえず先に個別協議に入って、その中で確認されるという形でもよろしいですか。それでもし資料が届きましたら、この後、労働者側からお話を聞くことになるかと思うので、控室の方にお届けいただく形でお願いしたいと思います。現時点においても 24 円という双方の提示額に開きがございますので、前回に引き続いて個別協議に進むということでよろしいですか。

（よいことを確認）

はい。ありがとうございます。それでは、個別協議ということで、まずは公労、次いで公使の順番で行いたいと思いますので、使側委員はお手数ですが、一旦退席を。

（資料到着につき中断）

先ほど、中村委員から確認を求められた関係ですが、理解としては、この表の男女計の

企業規模10人以上、産業計のところの「1時間当たり所定内給与額」に1,310円が記載されており、この数字に、連合長野の春闘の結果によると、契約社員、有期雇用の社員に関しては、 78.67円の時間額がアップをしており、それが1,310円の６％に当たるということだったので、この6%の上げ幅が適切ではないかということで、1,061円の６％にあたる63円という理解で良いですか。

○竹村委員

はい。

○中村委員

６％に相当する云々っていうのは、どこから見るのですか。これまた別の表があるのですか。

○竹村委員

1,310円を表から持ってきまして、78.67円というのが、今回の連合長野春闘の調査結果になります。

○中村委員

連合長野の調査結果の資料はないですか。

○竹村委員

その資料はここにはありません。それを元にして6%ということです。

○中村委員

その6%というのはどうやって出てくるのですか。

○竹村委員

78.67を1,310で除します。

○中村委員

78.67円が1,310円になりましたという意味ですか。なので6%アップですよという意味ですか。

○山本部会長

多分別なんですよね。

○中村委員

これは、別の土台のような気がしますけれど。

○竹村委員

1,310円っていうのが、あの長野県の一時間あたりの所定内給与っていう平均のものなんですけども、78.67が1,310に対する割合がどうなのかと計算したときに6%だったということですね。

○中村委員

78.67円が1,310円になるのが6%だったということですか、ああ、なるほど。ここまで引き上げたいっていうことですね。そういう趣旨ですね。

○山本部会長

よろしいですかね。

○中村委員

構造は分かりました。

○山本部会長

これで個別協議ということで進んでまいりたいと思いますので、すみませんが使用者側委員の方は一旦ご退席をお願いいたします。この後、個別協議となりますので、非公開となります。傍聴者の皆様はお手数ですが、ご退室をお願いいたします。荷物は全てお持ちください。全体協議の再開につきましては、後ほどお知らせいたします。

全体協議が再開されるまでの間は、ロビー等でお待ちいただくことも可能です。では、退席のほど、よろしくお願いいたします。

（個別協議）

○山本部会長

お待たせいたしました。それでは全体協議に戻ります。この間、労使双方から提示いただきました金額について、改めて確認とさせていただきます。労働者側から 63 円引き上げの 1,124 円のご提示をいただきまして、使用者側からは 55 円引き上げの 1,116 円のご提示をいただきました。お互いのご主張の中で、まだ少し、あと 8 円というふうな開きがありますので、改めてご検討いただきまして、次回も個別協議を行うことも含めて、検討した上で審議を進めていきたいと思います。日時等について事務局からご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

第 5 回専門部会でありますが、本日の午後、場所が変わりまして、ホテル信濃路の 2 階穂高の間にて、時間は、午後３時から開催ということを予定しています。場所は、14 時から借りているので、若干、時間を早めることもできますが、会長、如何でしょうか。

○山本部会長

鈴木委員が 15 時からの都合なのですよね。例えば、労働者側に、先ほどの使用者側からいただいた話を直接お話できてないところもあるので、例えば労側を 14 時半から開始して、使用者側は 15 時からということも可能ですか。

○竹村委員

はい。こちらは構いません。

○鈴木委員

ホテル信濃路は、事務所のすぐ前ですから、２時 45 分までには行けます。

○山本部会長

そうでした。1 回全体協議をやらなければならないから。

○中村委員

まあ、その時は、鈴木さん欠席のまま全体協議を行ってもらい、個別協議から参加してもらうことでもよいです。

○藤川賃金室長

定足数を満たした上であれば構いません。ご配慮、ありがとうございます。

○山本部会長

それでは 14 時 30 分から開始でよろしいですか。全体協議後、個別協議に入って、鈴木

委員にいらしていただいてから、違ったお話できるような形で。

○藤川賃金室長

この場所は確保してますので、例えばご飯食べたりとか休憩にお使いいただければと思います。貴重品の管理は各自でお願いしたいと思います。

○山本部会長

それではこの後、14 時 30 分からホテル信濃路ということで、よろしくお願いいたします。ご多忙の中、引き続きご審議をお願いしたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

議題（２）その他について、事務局から何かありますか。

○藤川賃金室長

特にございません。

○山本部会長

労働者代表委員の方から何か最後にありますか。

（ないことを確認）

使用者代表委員の方からありますか。

（ないことを確認）

はい、ありがとうございました。これにて、この第 4 回の部会に関しては終了といたします。ありがとうございました。

閉会